

## 騒音・振動を伴う特定施設の届出について

有田市内において、騒音規制法、振動規制法で定められた施設(特定施設)を設置する者は、騒音規制法、振動規制法および和歌山県公害防止条例の規定に基づき、届出をしなければなりません。

現在定められている特定施設は次のとおりです。

特定施設					
特定施設	騒音		振動		
	法令	県条例	法令	県条例	
<b>1 金属加圧機械</b>					
1 圧延機械(原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のもの。)	1-イ	1-(1)	×	1-(6)	
2 製管機械	1-ロ	1-(2)	×	1-(7)	
3 ベンディングマシン(ロール式のものであり、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの。)	1-ハ	1-(3)	×	×	
4 液圧プレス(矯正プレスを除く)	原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの。	1-ニ	1-(4)	1-イ	1-(1)
	原動機の定格出力が7.5キロワット未満のもの。	1-ニ	×	1-イ	1-(1)
5 機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの。	1-ホ	1-(5)	1-ロ	1-(2)
	呼び加圧能力が294キロニュートン未満のもの。	×	×	1-ロ	1-(2)
6 せん断機 (シャーリングマシン)	原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの。	1-ヘ	1-(6)	1-ハ	1-(3)
	原動機の定格出力が1キロワット以上3.75キロワット未満のもの。	×	×	1-ハ	1-(3)
7 鍛造機	1-ト	1-(7)	1-ニ	1-(4)	
8 ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5キロワット以上のもの。	1-チ	1-(8)	1-ホ	1-(5)
	原動機の定格出力が37.5キロワット未満のもの。	1-チ	1-(8)	×	×
9 プラスト(タンプラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)	1-リ	1-(9)	×	×	
10 タンブラー	1-ヌ	1-(10)	×	×	
11 切断機(といしを用いるもの。)	1-ル	1-(12)	×	×	
12 打貫機	×	14	×	11	
13 研磨機	×	17	×	×	
14 工作機械(自動旋盤、ボール盤、中ぐり盤、平削盤、型削盤、フライス盤、歯切盤又はラジアル盤。) (同一建物に5台以上設置するものに限る。)	×	1-(11)	×	×	
<b>2 圧縮機</b>					
1 空気圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの。 空気・ガス等の圧縮、冷凍機を除く)	2	2	2	2	
2 圧縮機(冷凍機)（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの、空気圧縮機は除く。）	×	×	×	2	
3 送風機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの。)	2	2	×	×	
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの。)	3	3	3	3	
4 織機(原動機を用いるものに限る。)	4	4	4	4	
<b>5 建設用資材製造機械</b>					
1 コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもの。)	5-イ	5-(1)	×	×	
2 アスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のもの。)	5-ロ	5-(2)	×	×	
6 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のもの。)	6	6	×	×	
<b>7 木材加工機械</b>					
1 ドラムバーカー	7-イ	7-(1)	6-イ	6-(1)	
2 チッパー	原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの	7-ロ	7-(2)	6-ロ	6-(2)
	原動機の定格出力が2.2キロワット以上2.25キロワット未満のもの。	×	×	6-ロ	6-(2)
3 碎木機	7-ハ	7-(3)	×	×	
4 帯のこ盤(原動機の定格出力が、製材用は15キロワット以上、木工用は2.25キロワット以上のもの。)	7-ニ	7-(4)	×	×	

5 丸のこ盤(原動機の定格出力が、製材用は15キロワット以上、木工用は2.25キロワット以上のもの。)	7-ホ	7-(5)	×	×
6 かんな盤(原動機の定格出力が2.25キロワット以上のもの。)	7-ヘ	7-(6)	×	×
8 抄紙機	8	8	×	×
9 印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	原動機の定格出力が2.2キロワット以上のもの。	9	9	7
	原動機の定格出力が2.2キロワット未満のもの。	9	9	×
10合成樹脂用射出成形機	10	10	9	9
11 錫型造型機(ジョルト式のものに限る。)	11	11	10	10
12 工業用ミシン及びメリヤス編機(同一建物に10台以上設置するもの)	×	12	×	×
13 コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力が2.95キロワット以上のもの。	×	13	5
	原動機の定格出力が2.95キロワット未満のもの。	×	13	×
14 コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力が10キロワット以上のもの。	×	13	5
	原動機の定格出力が10キロワット未満のもの。	×	13	×
15 コルゲートマシン	×	15	×	×
16 キュボラ	×	16	×	×
17 研磨機(原動機の定格出力が3.75キロワット以上のもの。)	×	17	×	×
18 天井走行クレーン及び門型走行クレーン	×	18	×	×
19 ロータリーキルン	×	19	×	×
20 クーリングタワー	送風機を含む施設で定格出力が7.5キロワット以上のもの。	2	20	×
	送風機を含む施設で定格出力が3.75キロワット以上7.5キロワット未満のもの。	×	20	×
21 染色機械(原動機の定格出力が15キロワット以上のもの。)	×	21・22	×	×
22 幅出機械(原動機の定格出力が15キロワット以上のもの。)	×	21・22	×	×
23 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外のもので、原動機の定格出力が30キロワット以上のもの。)	×	×	8	8

#### 法令の列のみに規則番号が入っている特定施設

次に掲げる地域に設置する特定施設について、法令に基づく届出をしてください。

騒音：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、用途の指定がある地域

振動：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、工業専用地域を除く用途地域

#### 県条例の列のみに規則番号が入っている特定施設

有田市内に設置するすべての特定施設について、県条例に基づく届出をしてください。

#### 法令、県条例の列とともに規則番号が入っている特定施設

以下に掲げる地域に設置する特定施設については法令に基づく届出を、それ以外の地域に設置する特定施設については県条例に基づく届出をしてください。

騒音：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、用途の指定がある地域

振動：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、工業専用地域を除く用途地域

上記以外の施設についても、騒音、振動が発生すると考えられる場合は、近隣住民には十分な説明をするとともに、施設の稼動に伴う苦情が発生しないように努めてください。

特定施設の設置工事開始日の30日前までに届出をしてください。

提出部数は2部。

## 特定施設設置届添付書類

- 1 特定施設の見取り図
- 2 特定工場の付近の見取り図
- 3 特定施設の配置図
- 4 建屋の側面・平面・断面図
- 5 作業の工程表
- 6 特定施設の概要(カタログ又は図面)
- 7 防除施設の概要(カタログ又は図面)
- 8 検討書

## 特定施設設置受付期間

設置工事の開始日の30日前